

北星学園大学 危機管理に関する規程

第1章 総 則

〔目 的〕

第1条 この規程は、北星学園大学、北星学園大学短期大学部（以下「本学」という）における危機管理、倫理の保持、キャンパス・ハラスメントの防止・解決及び情報セキュリティ等に関し必要な事項を定めることにより、本学の構成員である学生（大学院院生、研究生、科目等履修生及び留学生を含む）及び教職員（非常勤講師、ティーチングアシスタント及び臨時職員を含む）等（以下「構成員」という）の生命、身体並びに財産（教育研究上重要な情報資産を含む）を侵害し、本学の教育研究活動に重大な支障を来し、又は本学の財産及び社会的信用を損なうおそれのある非常事態等に組織として責任ある対応を行い、もって本学構成員にとって良好な大学環境を確保することを目的とする。

〔定 義〕

第2条 この規程において「危機」とは、次の各号のいずれかに該当する非常事態をいう。

- 1 本学の構成員の生命、身体並びに財産を侵害するおそれのある事態
- 2 本学の教育研究に重大な障害を来すおそれのある事態
- 3 本学の財産を損ない、又は施設管理に重大な障害をもたらすおそれのある事態
- 4 本学の社会的信用や評価を著しく低下させるおそれのある事態
- 5 本学と近隣住民との良好な関係を著しく損なうおそれのある事態
- 6 その他前5号に掲げる事態に準ずるものであって、本学において組織的に対応することが必要と認められる事態

II この規程において「危機管理」とは、前項に掲げる危機の発生を防止又は回避する措置、かかる危機から本学の構成員の生命、身体並びに財産を保護するための措置、かかる危機が本学の教育研究活動に及ぼす影響を最小とするために講じられるその他の措置をいう。

III この規程において「キャンパス・ハラスメント」とは、本学の構成員が、その権威、権限又は権力を背景に、教育、研究、学習、職務遂行及び生活場面で他の構成員に不利益を与えることをいい、本条第4項、第5項及び第6項に定めるものをいう。

IV この規程において「アカデミック・ハラスメント」とは、教員が、単位認定、指導等の教育上の権威、権限又は権力を背景に、本学の教育、研究、学習及び生活場面で学生に不利益を与えることをいい、以下のような内容を含む。

- 1 学生の研究及び学習に対する妨害並びにいやがらせ
- 2 講義及び演習等における教育並びに指導の面での差別的な取扱い
- 3 学生の授業及び研究結果に対する不当な評価
- 4 成績評価の結果やその根拠の開示を求める学生の請求に関する不当な拒否
- 5 教員の職務又は職務外での奉仕の強要
- 6 学生を萎縮させるような強圧的な対応
- 7 学生を劣等者扱いするような侮蔑的な対応
- 8 学生のプライバシーの侵害
- 9 その他学生がアカデミック・ハラスメントと認知する社会通念に照らし許容される限度を超えた言動

V この規程において「セクシュアル・ハラスメント」とは、本学の構成員が、言葉、視覚又は行動等により、教育、研究、修学又は課外活動上の関係を利用して、その他の構成員を不快にする

性的な言動等を行うことをいい、以下のような内容を含む。

- 1 教育、研究、修学又は課外活動上の利益もしくは不利益を与えることを条件にして、性的要求への服従を求めること
 - 2 相手が望まないにも拘らず、性的誘い掛けを行うこと又は性的に親密な態度を要求すること
 - 3 性的言動又は掲示等により、不快の念を懐かせるような環境を作り出すこと
 - 4 その他行為者の意図に拘らず、その行為を性的に不快なものであると相手が認知すること
- VI この規程において「その他のハラスメント」とは、本学の構成員が、本条第4項及び第5項に規定するハラスメントを除き、構成員相互の関係を利用して、他の構成員に不利益を与えることをいう。
- VII キャンパス・ハラスメントの申立てにおいて、当該ハラスメントが本条第4項から第6項のいずれの条項に該当するかは、申立人の訴えによるものとする。

第2章 全学危機管理委員会の設置、任務及び審議事項

〔全学危機管理委員会の設置〕

第3条 本学に全学危機管理委員会（以下「委員会」という）を置く。

〔委員会の任務〕

第4条 委員会は、本学における危機管理の必要性和重要性について教職員に啓蒙するとともに、第2条第1項に掲げる危機に迅速かつ適切に対応するための危機管理体制を整備・点検し、個別の危機的状況に対応するための危機管理マニュアルを策定し、現に生じた個別の危機への対応を事後に検証・総括することを任務とする（危機管理任務）。ただし、現に生じた個別の危機への対応は、原則として、当該危機に迅速かつ適切に対応できる本学の組織又は機関に委ねるものとする。なお、危機管理に係る組織又は機関は、委員会が策定する危機管理マニュアルに従って個別の危機に対応するものとする。

II 委員会は、本学の教職員による教育、研究、事務処理、情報取扱その他の業務（以下「教職員の業務」という）に関する倫理の保持に努めるとともに、その業務に伴う倫理上の問題の発生を防止し、そのような倫理上の問題が生じた場合には、迅速かつ適切な措置を講ずることを任務とする（倫理保持任務）。

III 委員会は、キャンパス・ハラスメントの防止・解決に関する次の各号に掲げる事項を任務とする（ハラスメント防止・解決任務）。

- 1 本学においてキャンパス・ハラスメントが発生する可能性を認識し、その発生を防止するための施策を検討し、実施すること
- 2 キャンパス・ハラスメントに関する本学内の認識を高め、防止に資する啓発、研修活動を行うこと
- 3 キャンパス・ハラスメントの防止及び解決に係るシステムを監督し、必要な改善を図ること
- 4 キャンパス・ハラスメントの申立てを受けた場合には、その申立て内容に応じて、第18条に規定するアカデミック・ハラスメント調査解決委員会、又は第24条に規定するセクシュアル・ハラスメント調査解決委員会を直ちに組織すること
- 5 前号の調査解決委員会から受けた調査結果及び解決回答に関する上申に基づいて、最終決定を行い、その解決案を申立人又はその代理人及びアカデミック・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントの申立対象者に通知すること
- 6 第21条及び第27条に規定する不服申立てに対応すること
- 7 前2号により最終確定した解決回答を速やかに実施すること
- 8 第30条に基づいてその他のハラスメントが申立てられた場合には、申立て内容に応じて適切な措置を講ずること

9 その他キャンパス・ハラスメント防止に必要と認められる事項

Ⅳ 委員会は、本学における情報基盤の安全を確保し、かつ適切な運用を図ることを任務とする（情報セキュリティ任務）。

〔委員会の審議事項〕

第5条 委員会は、本学の危機管理に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 1 本学における総合的な危機管理体制の整備・点検に関する事項
- 2 本学における危機管理マニュアルの作成に関する事項
- 3 個別の危機的状況への対応の検証・総括に関する事項
- 4 全学的な防災訓練等の実施に関する事項
- 5 危機管理に係るその他の委員会との連絡調整に関する事項
- 6 その他危機管理に関し必要な事項

Ⅱ 委員会は、本学の倫理保持に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 1 教職員の業務に係る倫理を保持するための諸施策の検討及び実施に関する事項
- 2 教職員の業務に係る倫理上の問題の発生を防止するための諸施策の検討及び実施に関する事項
- 3 教職員の業務に係る倫理上の問題が生じた場合における倫理調査委員会の設置に関する事項
- 4 倫理調査委員会からの調査結果の審議及び処置に関する事項
- 5 倫理綱領の策定及び改訂に関する事項
- 6 その他本学の倫理保持に必要な事項

Ⅲ 委員会は、キャンパス・ハラスメントの防止・解決に関する必要な事項について審議する。

Ⅳ 委員会は、情報セキュリティに関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 1 情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という）の基本方針に関する事項
- 2 情報セキュリティの組織体制に関する事項
- 3 ポリシーの評価及び見直しに関する事項
- 4 ポリシーの啓発活動に関する事項
- 5 不正アクセス及び事故・障害時の対応に関する事項
- 6 ポリシー違反者への対応に関する事項
- 7 ポリシーの対策基準に関する事項
- 8 ポリシーの実施手順に関する事項
- 9 その他情報セキュリティに関し必要な事項

第3章 委員会の組織

〔委員会の構成〕

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。ただし、委員長が特に必要と認めた事項を審議する場合は、総合情報センター長及び情報システム課長を加えて構成することができる。

- 1 学長
- 2 副学長
- 3 学部長、短期大学部長
- 4 学生部長
- 5 事務局長
- 6 事務局次長
- 7 大学事務部長

〔委員会の委員長〕

第7条 委員会の委員長は、学長をもって充てる。

Ⅱ 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総括する。

第4章 委員会の運営

〔委員会の運営〕

第8条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議事を整理する。

Ⅱ 委員会は、5人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、又は議決をすることができない。

Ⅲ 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

〔委員長代理〕

第9条 委員会に委員長代理を置き、委員長代理は、委員長不在の場合その職務を代行する。

Ⅱ 委員長代理は、副学長をもって充てる。

〔会議の議事録〕

第10条 委員会の会議の議事は、すべて議事録として記録するものとする。

Ⅱ 前項の議事録は、委員長の指示に従い、総務課の担当係員がこれを作成するものとする。

〔事務〕

第11条 委員会の事務は、総務課が処理する。

第5章 倫理調査委員会

〔申立て〕

第12条 教職員は、他の教職員（教職員集団を含む）の業務に関して評議会が定める倫理綱領に違反又は、その疑いのある場合には、委員会にその調査及び問題解決を求める旨の申立てを行うことができる。

〔倫理調査委員会〕

第13条 委員会は、前条に定める申立てがあった場合には、倫理調査委員会を速やかに設置しなければならない。

Ⅱ 倫理調査委員会は、申立ての対象となった教職員を除く教職員のうちから、委員会により任命された5人及び委員会が委嘱した外部の専門家1人をもって構成する。

Ⅲ 倫理調査委員会の委員長は、教職員のうちから任命された委員がこれを互選する。

Ⅳ 委員会は、申立ての対象となった教職員に対し、調査委員会の設置とその構成員について通知しなければならない。

Ⅴ 倫理調査委員会を設置する期間は、申立て内容に関する調査が終了するまでの間とする。

Ⅵ 倫理調査委員会は、その設置から30日以内に、申立てに関する調査結果及び解決措置を委員会に報告しなければならない。

Ⅶ 倫理調査委員会の事務は、総務課が処理する。

第6章 キャンパス・ハラスメントの防止及び解決

第1節 ハラスメントに関する注意義務

〔注意義務〕

第14条 本学の構成員は、この規程の定めに従い、第2条第4項から第6項までに定めるハラスメントの防止に努めるとともに、自ら行わないように注意しなければならない。

第2節 総合相談体制

〔総合相談体制〕

第15条 委員会は、キャンパス・ハラスメントの防止及び申立ての受付のために、総合相談体制を整備するものとする。

Ⅱ 委員会は、申立てを受ける窓口を、大学内及び大学外に設置し、大学内の窓口を総合相談窓口とする。申立人は、いずれの窓口も利用することができる。

Ⅲ 委員会は、申立ての窓口相談員を置くものとする。大学外については適切な機関もしくは専門家に委嘱するものとする。

Ⅳ 委員会は、本条第2項の総合相談窓口の他に、大学内のチャプレン室、各課窓口、国際教育センター、医務室及び学生相談室が、キャンパス・ハラスメントの防止及び申立ての受付の窓口としての役割を果たせるよう整備するものとする。

Ⅴ 委員会は、セクシュアル・ハラスメント相談員（以下「相談員」という）を指名し、その職務に関し適切な指示を与えるとともに、その職務を監督するものとする。

第3節 アカデミック・ハラスメント調査解決委員会

〔申立て〕

第16条 第2条第4項に定めるアカデミック・ハラスメントを受けたと認知する学生は、その事実に関する調査解決を申立てる権利を有する。なお、卒業又は退学により学生たる身分を失った者は、身分の喪失後6か月以内に申立てなければならない。

Ⅱ 事情により学生自らが申立てできない場合には、本人から依頼を受けた者が、本人に代わって申立てることができる。

Ⅲ 学生又はその代理人は、申立てにより不利益を受けない。学生又はその代理人は、申立てにより不利益を受けたと認知する場合には、委員会に対し、改めてその事実に関する調査及び解決を申立てることができる。

Ⅳ 学生又はその代理人は、いつでも申立てを取り下げることができる。

〔申立ての方法〕

第17条 前条の申立ては、申立ての対象となっている教員又は教員集団を特定し、又はこれを特定せずに教員組織のみを明示して、相談窓口の所定の書面によるもののほか、口頭、電話、文書、ファクシミリ、電子メール等で行うことができる。ただし、所定の書面によらない申立てについては、相談窓口で申立てを受け付けた者が、これを書面に記録し、申立人の署名を得なければならない。

〔アカデミック・ハラスメント調査解決委員会〕

第18条 委員長は、学生によりアカデミック・ハラスメントの申立てがあった場合には、直ちに委員会を招集し、アカデミック・ハラスメント調査解決委員会（以下「アカハラ調査解決委員会」という）を設置するものとする。ただし、申立人の意に反して設置することはできない。

Ⅱ アカハラ調査解決委員会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。なお、委員会が必要と判断した場合には、委員会により指名された学生2人を加えることができる。

1 申立ての対象となっている教員又は教員集団を除く教員から、委員会が指名した者3人（ただし、対象教員を特定しない申立てについては除かれる教員はない。）

2 委員会が委嘱した外部の専門家1人

Ⅲ アカハラ調査解決委員会の長は、教員3人の互選とする。

Ⅳ 委員会は、申立人に対し、アカハラ調査解決委員会の設置及びその構成員について通知しなければならない。

Ⅴ 申立人は、アカハラ調査解決委員会の設置又は構成員について異議がある場合には、委員会に

対し、異議を申立てることができる。委員会は、申立人より異議があった場合には、アカハラ調査解決委員会の設置又は構成員について再考するものとする。

VI アカハラ調査解決委員会を設置する期間は、当該申立ての解決までの間とする。

VII アカハラ調査解決委員会は、申立てられた事項に関して、申立てられた日から4週間以内に委員会に対して回答を行うものとする。

〔調査及び解決の手続き〕

第19条 アカハラ調査解決委員会は、申立人又はその代理人と面談し、申立て内容の確認を行わなければならない。なお、申立人又はその代理人は介添人を付けることができる。

II 申立対象者は、アカハラ調査解決委員会への申し出により、代理人及び通訳者等の介添人を付けることができる。

III アカハラ調査解決委員会は、申立て内容の確認の後、申立ての対象となっている教員、教員集団又は教員組織に対して、申立人の氏名及び申立内容について通知するとともに、申立て内容の調査を行うものとする。申立ての対象となっている教員、教員集団又は教員組織に弁明の機会を保障しなければならない。

IV アカハラ調査解決委員会は、双方の主張を明らかにするために、必要に応じて他の学生、教員又はその他関係部署から意見聴取を行うことができる。

〔調査結果の通知と解決案の提示〕

第20条 アカハラ調査解決委員会は、前条の調査に基づき審議を行った後、申立て内容が肯定されると認めた場合には、次の各号に掲げる解決策から相応しい解決策を委員会に上申しなければならない。

- 1 対象となっている教員、教員集団又は教員組織からの謝罪
- 2 原状回復
- 3 その他適切と認められる策
- 4 必要と判断される場合は、懲戒処分の上申

II アカハラ調査解決委員会は、前条の調査に基づき審議を行った後、申立てのあったアカデミック・ハラスメントの事実がないと認めた場合には、申立人又はその代理人に、その理由を付して文書で回答しなければならない。

III アカハラ調査解決委員会は、申立てに関する調査及び解決までの経緯を、委員会に文書で報告しなければならない。

〔解決回答に対する不服申立て〕

第21条 アカデミック・ハラスメントの申立人は、アカハラ調査解決委員会の解決回答について不服がある場合には、委員会に文書で不服を申立てることができる。なお、アカハラ調査解決委員会は、解決回答の際に、不服申立てが可能であること及びその方法を申立人又はその代理人に告知しなければならない。

II 解決回答を通知された教員、教員集団又は教員組織は、その解決回答に不服がある場合には、委員会に文書で不服を申立てることができる。

III 委員会は、不服申立てがあった場合には、30日以内に申立人に対して回答を行うものとする。

IV 不服申立ては、同一の理由に基づき繰り返すことはできない。

第4節 セクシュアル・ハラスメント調査解決委員会

〔申立て〕

第22条 第2条第5項に定めるセクシュアル・ハラスメントを受けたと認知する構成員は、その事実に関する調査解決を申立てる権利を有する。なお、卒業、退学又は退職によって構成員でなくなった者は、身分の喪失後6か月以内に申立てなければならない。

II 事情によって本人自らが申立てできない場合には、本人から依頼を受けた者が、本人に代わっ

て申立てることができる。

Ⅲ 本人又はその代理人は、この申立てによって不利益を受けない。本人又はその代理人は、申立てによって不利益を受けたと認知する場合には、改めて、委員会に対し、その事実に関する調査及び解決を申立てることができる。

Ⅳ 本人又はその代理人は、いつでも申立てを取り下げることができる。

〔申立ての方法〕

第23条 前条の申立ては、申立ての対象となっている教員、職員又は学生を明示して、相談窓口の所定の書面によるもののほか、口頭、電話、文書、ファクシミリ、電子メール等で行うことができる。ただし、所定の書面によらない申立てについては、相談窓口で申立てを受け付けた者が、これを書面に記録し、申立人の署名を得なければならない。

〔セクシュアル・ハラスメント調査解決委員会〕

第24条 委員長は、構成員によりセクシュアル・ハラスメントの申立てがあった場合には、直ちに委員会を招集し、セクシュアル・ハラスメント調査解決委員会（以下「セクハラ調査解決委員会」という）を設置するものとする。ただし、申立人の意に反して設置することはできない。

Ⅱ セクハラ調査解決委員会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。なお、委員会が必要と判断した場合には、学生男女各1人及び事務・用務職員1人（申立対象者の所属する部署の者を除く）を委員会の指名により加えることができる。

1 申立ての対象となっている教員又は教員集団を除く教員から、委員会が指名した者3人（ただし、対象教員を特定しない申立てについては除かれる教員はない。）

2 委員会が委嘱した外部の専門家1人

Ⅲ セクハラ調査解決委員会の長は、教員3人の互選とする。

Ⅳ 委員会は、申立人に対し、セクハラ調査解決委員会の設置及びその構成員について通知しなければならない。

Ⅴ 申立人は、セクハラ調査解決委員会の設置又は構成員について異議がある場合には、委員会に対し、異議を申立てることができる。委員会は、申立人より異議があった場合には、セクハラ調査解決委員会の設置又は構成員について再考するものとする。

Ⅵ セクハラ調査解決委員会の設置の期間は、当該申立ての解決までの間とする。

Ⅶ セクハラ調査解決委員会は、申立てられた事項に関して、申立てられた日から4週間以内に委員会に対して回答を行うものとする。

〔調査及び解決の手続き〕

第25条 セクハラ調査解決委員会は、申立人又はその代理人と面談し、申立て内容の確認を行わなければならない。なお、申立人又はその代理人は介添人を付けることができる。

Ⅱ 申立対象者は、セクハラ調査解決委員会への申し出により、代理人及び通訳者等の介添人を付けることができる。

Ⅲ セクハラ調査解決委員会は、申立て内容の確認の後、申立ての対象となっている教員、職員又は学生に対して、申立人の氏名及び申立内容について通知するとともに、申立て内容の調査を行うものとする。申立ての対象となっている教員、職員又は学生に弁明の機会を保障しなければならない。

Ⅳ セクハラ調査解決委員会は、双方の主張を明らかにするために、必要に応じて他の学生、教員又はその他関係部署から意見聴取を行うことができる。

〔調査結果の通知と解決案の提示〕

第26条 セクハラ調査解決委員会は、前条の調査に基づき審議を行った後、申立て内容が肯定されると認めた場合には、次の各号に掲げる解決策から相応しい解決案を委員会に上申しなければならない。

1 対象となっている教員、職員又は学生からの謝罪

- 2 原状回復
- 3 その他適切と認められる策
- 4 必要と判断される場合は、懲戒処分の上申

Ⅱ セクハラ調査解決委員会は、前条の調査に基づき審議を行った後、申立てのあったセクシュアル・ハラスメントの事実がないと認めた場合には、申立人又はその代理人に、その理由を付して文書で回答しなければならない。

Ⅲ セクハラ調査解決委員会は、申立てに関する調査及び解決までの経緯を、委員会に文書で報告しなければならない。

〔解決回答に対する不服申立て〕

第 27 条 セクシュアル・ハラスメントの申立人は、セクハラ調査解決委員会の解決回答について不服がある場合には、委員会に文書で不服を申立てることができる。なお、セクハラ調査解決委員会は、解決回答の際に、不服申立てが可能であること及びその方法を申立人又はその代理人に告知しなければならない。

Ⅱ 解決回答を通知された教員、職員又は学生は、その解決回答に不服がある場合には、委員会に文書で不服を申立てることができる。

Ⅲ 委員会は、不服申立てがあった場合には、30 日以内に申立人に対して回答を行うものとする。

Ⅳ 不服申立ては、同一の理由に基づき繰り返すことはできない。

第 5 節 その他

〔専門家への委嘱〕

第 28 条 第 18 条及び第 24 条に定める専門家への委嘱及び謝礼等については別に定める。なお、第 13 条については、これを準用する。

〔相談員の指名及び学生委員の選出方法〕

第 29 条 相談員の指名並びにアカハラ調査解決委員会及びセクハラ調査解決委員会の学生委員の選出方法については、別に定める。

〔準 用〕

第 30 条 その他のハラスメントの申立てについては、第 16 条ないし第 21 条の規定を準用する。

〔委員会の事務〕

第 31 条 アカハラ調査解決委員会の事務は、教育支援課が処理する。セクハラ調査解決委員会の事務は、学生生活支援課が処理する。

Ⅱ その他の調査解決委員会の事務は、総務課が処理する。

第 7 章 二次被害及びプライバシー侵害の防止

〔二次被害の防止〕

第 32 条 倫理調査委員会、アカハラ調査解決委員会、セクハラ調査解決委員会及びその他のハラスメント調査解決委員会は、その調査及び解決の過程において、申立人が再度被害を受けないように注意しなければならない。

Ⅱ アカデミック・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントの申立対象者は、申立人に二次被害を与えてはならない。

Ⅲ 申立人は、調査及び解決過程において二次的に被害を受けたと認知した場合には、委員会に申立てることができる。

Ⅳ 委員会は、前項の申立てがあった場合には、必要に応じて当該の調査解決委員会の委員の入替えを行うことができる。

〔プライバシー侵害の防止〕

第 33 条 この規程の定める調査及び解決に関わった者は、その調査及び解決の過程において知り得た

個人情報を漏らしてはならない。

附 則

この規程は、2006 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2009 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2011 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅱ 北星学園大学 全学倫理委員会規程（2009 年 4 月 1 日）は、廃止する。

Ⅲ 北星学園大学 危機管理に関する規程（2009 年 4 月 1 日）は、廃止する。

Ⅳ 北星学園大学 情報セキュリティ委員会規程（2009 年 4 月 1 日）は、廃止する。

Ⅴ 北星学園大学 キャンパス・ハラスメントの防止と解決に関する規程（2009 年 4 月 1 日）は、廃止する。

附 則

この規程は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。